

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

面接の技法について

子どもの権利委員会 委員 岩佐 嘉彦

1 はじめに

被疑者国選弁護人として依頼人である被疑者と初めての接見。

手許には法テラスからファックスされてきた勾留状のコピーがある。

そこには、犯罪事実の要旨が書かれている。

否認事件なのか、認めている事件なのかで、今後の弁護活動は大きく変わる。

野比留弁護士は、接見室でこう切り出した。

「初めまして。私は、弁護士の野比留です。あなたを弁護する上で、最初に大切なことを確認させてください。私の手元の勾留状のコピーには、今年の3月5日午後5時ころ、北区西天満で、被害者を殴り、全治1週間の傷害を負わせたとありますが、これは事実ですか」

「ええ」

野比留弁護士は、心の中でつぶやいた。

《事実は間違いない。情状弁護の事件だ》

2 この接見の評価は何点?

1 誘導質問!

さて、この野比留弁護士は、大事な初回接見で事実確認から始めたが、うまくできているだろうか。

残念ながら及第点はあげられない。事実確認の方法が、バリバリの「誘導」だ。誘導質問、つまり、相手が「はい」か「いいえ」で回答できる質問方法だ。

事実確認をする上で、なぜ誘導質問がまずいのか。

(ア) 最大の問題は、相手の回答範囲を制約していることである。逆に言えば、こちらが収集できる情報量が極端に限られてしまう。

たとえば、依頼人は、思わず被害者の顔の方に向けてグーで手を出したところ、当たってしまったのかもしれない。これを、依頼人が「殴った」といえると解釈して「ええ」と答えているかもしれない。

殴ることはしたが正当防衛だったかもしれない。

「この原稿を読んで面接の技術について興味を持ちましたか?」という質問で、読者の心の中はのぞけない。答えは「はい」か「いいえ」だ。

「この原稿を読んで、面接の技術について、あなたが感じたことを何でもいいから全部私に聞かせてください。こちらのほうが、必要な情報をたくさん得ることができる。

(イ) 誘導質問の問題点は、それだけではない。依頼人からすると、「自由に話をさせてもらえない」「圧迫されている」と感じる可能性がある。

「事実は間違いないですか」「じゃあ、まずこの日は西天満にいたことは間違いないんですか」「被害者もそこにいたんですか」「そこで、あなたは手を出したんですか」「相手はけがをしたんですか」。これでは、依頼人を追いつめて^{※1}いるだけである。

大切な最初の接見。依頼人に自由に事実を話してもらえば、「この弁護士は、私の話を良く聞いてくれる弁護士だ」となる。例えば、次のように質問するのがいい。

「西天満で〇〇さんとどんなことがあったのか、全部私に話してくれますか」

2 他にも突っ込みどころ満載

この面接は、それ以外にも、いろいろ注文をつけたくなる。

そもそも自己紹介は、「初めまして。私は弁護士の野比留です。」で十分なのか。依頼人は、弁護士の役割はわかっているのだろうか。

そして、弁護士さんが接見に来てくれたのはいいが、今日はいったい、何のために来てくれて、今からどんなことが始まるのか、依頼人には、それもわからないまま、面接が始まってしまっている。また、依頼人は

※1 逆に、裁判での反対尋問では、この手法が使われる。

何か心配事があって、国選弁護人を頼んだと思われるが、依頼人からすると、自分の心配事はいつ聞けばいいのか、この弁護士さんに聞いていいのか、つまらないことを聞くなと怒られはしないかと不安になる。

他にも、この面接には、「助走」がない。いきなり本題に入っている。初対面なのだから、少しは信頼関係を築くやりとりがほしい。

それから、この依頼人は、野比留弁護士の質問に「ええ」と答えているが、本当に野比留弁護士の質問の意味が分かって、答えているのだろうか。知的に遅れがあったり、精神状態が混乱したりして、このような回答になってしまっている危険はないのか。

心の中で、「事実間違いはない。情状弁護の事件だ」などとつぶやいて、恰好つけている場合ではない。

3 面接の技法について

1 弁護士が行う面接について

弁護士が依頼人と行う面接は、例えば刑事事件に限っても、いろいろな側面がある。依頼人から事実関係を聞き出すことのほか、依頼人からの相談にのる、弁護士が「指示」「指導」をする場面もあるだろう。また、依頼人の「決断」を促すこともある。今回、私が説明する面接の技法は、**依頼人からどうやって事実を聞き出すか**を中心に話をすすめたい。

2 面接技法を語る資格について

私に、面接技法を語る資格があるかどうかという大問題はあるが、誰かが書かないと始まらないので、論を進める。

私自身が、面接の技法（事実確認の手法）について述べる（無資格だが頑張っている）背景となっているのは、以下の通りである。

(ア) 北海道大学 仲真紀子教授が実施している子どもからの事実の聴き取り面接の研修（講義）を何度か受けている。

※2 北海道大学大学院文学研究科人間システム科学専攻心理システム科学講座。著書、論文は多数あるが、事実確認の面接方法に関する訳書として、『子どもの司法面接—ビデオ録画面接のためのガイドライン』英国内務省英国保健省、仲真紀子、田中周子訳(2007/5)誠信書房、『子どもの面接法—司法手続における子どものケア・ガイド』(法と心理学会叢書)ミッシェルアルドリッジ、ジョアンウッド他、仲真紀子他訳(2004/10)。

なお、仲教授の司法面接に関する講義は、「子どもへの司法面接:面接法の改善その評価」プロジェクトのホームページ(<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=2>)において視聴することができる。

(イ) 児童虐待の領域に関わっているので、学会等で子どもからの被害事実の確認の仕方について、共同して発表したり、他人の発表を聞いたり、関連する論文に目を通したりすることが多い。

(ウ) (私的なことだが) 私の配偶者が児童相談所で心理の仕事をしており、何かと「指導」を受けている。

(エ) 少年事件や児童虐待ケースに対応することがあるため、子どもの発達や認知の特性について、他人より少し詳しい。

3 たかが技術、されど技術

面接に「技術」「技法」があると言われると、抵抗感がある人も多いと思う。

「技術」は、要するに確率の問題である。一般的に言われている「聴き取りの技術」なるものがあり、これに沿って行えば、正確に聞き取ることができる確率が高くなるということである。ただ、あくまでも確率論なので、「言われた通りやったがうまくいかなかった」、「ダメだというやり方で聞いてしまったが、たまたま(他の要素のおかげで?)うまく聞き取れた」ということもでてくる。また、人と人との間でのことなので、たとえば、聞き取り方が下手だったが、弁護士さんの一生懸命さを通じて、依頼人がいろいろと話をしてくれたなどということも起こる。

また、技術を知ること、将来の成長が見込めるといふ面もある。

例えば、反対尋問で「なぜ」と聞くのは禁物である。しかし、例えば、ある事件で、証人は、〇〇という態度で、××という証言をしているので、あえて、禁じ手を使ってみたら、うまくいったとか、やっぱりうまくいかなかったとか、そういうチャレンジもあるかもしれない。考え方の基本、「型」があるので、なぜうまくいったのか、失敗したのか検討がしやすい。これは将来の成長につながる。技術の積み重ねができる。

それから、新人の教育という意味でも、重要になる。聴き取りの方法を、系統立てて教えることができる。なぜ、そのような聞き取り方がいいのか論理的に説明できる。

では、**次回は、事実聴き取りの技法について、話を進めていきたい。**

※3 正確には、「真実」が聞き取れるわけではない。相手の記憶している事実を、できるだけ正確に聞き出すということである。